

臨時休業期間の延長に伴う就学援助の新規および認定申請の手続きの変更について

1 継続申請の対応について

(1) 継続申請の確認について

保護者が学校に申込書等を持ってきていただくことが難しい状況のため、電話連絡により保護者の方に確認させていただきます。

- ① 継続申請の意思があり・なし
- ② 昨年の継続申請時から世帯状況に変更があり・なし
- ③ 世帯変更があった場合は、変更時期とその内容、新しい世帯で申請の意思があり・なし

※申込書類については、学校再開後、速やかに提出をお願いします。学校再開後、1ヶ月以内に提出いただいた場合は、期日までに提出いただいたものとみなし、継続認定させていただきます。

2 新規申請について

4月認定は、申込日を5月15日までとしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響やその他やむを得ない事情により提出が遅れる場合については、学校再開後、速やかに提出をお願いします。学校再開後、1ヶ月以内に提出いただいた新規認定申込書は、5月15日までに提出いただいたものとみなします。

3 家計急変による特別認定について

今年度につきましては、自営業者の方も対象としております。申請をされた場合は、給与所得者と同様、収入比較をするため、帳簿の写しなどをご提出いただくこととなります。

自営業においても、まずは所得を確認する必要がありますので、通常通り、「新規認定申込書」をご提出いただき、マイナンバーによる所得調査を行います。所得が基準内であれば、そのまま認定されますが超過の場合は、収入比較により判定されます。

収入比較のための書類につきましては、基本的にはマイナンバー調査による所得額の基となる「確定申告書」及び帳簿の写し（平成30年分、令和元年分）とそれに相当する令和2年1月以降の帳簿の写しをご提出いただきます。

上記1・2について、就学援助の申請をされるご家庭は、5月末までにお手数ですが学校へご連絡をお願いいたします。

上記3につきましては、学校へご相談ください。